

# 令和8年度 児童発達支援センター（こころん）通所利用のてびき

## 利用決定まで

### I 利用申請について

1. 対象者（原則①～③をすべて満たす児童）
① 令和8年4月1日付で新規にこころん通所利用を希望する児童 ② 令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童 ③ 令和8年4月1日時点で新潟市に居住（住民登録）する児童
2. 申請の手順
① こころん通所の見学（随時受付しています。電話で申し込みください。） ＊こころん通所の利用申請を希望される方は必ず事前に見学をしてください。 見学時には「こころん通所」の概要をご説明し、実際の療育の様子を見ていただきます。
② 「こころん通所利用申請書」を受け取る ＊「こころん通所利用申請書」は新潟市立児童発達支援センターのホームページからダウンロードできます。 見学の際、「こころん通所利用申請書一式」をお渡しすることもできます。
③ 「こころん通所利用申請書」を申請受付期間内にこころん通所へ提出 ＊提出時に面談日時を予約してください <u>☆申請受付期間：令和7年9月24日（水）～令和7年10月10日（金）</u> <u>平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30</u>
④ 面談、発達検査（遠城寺式・乳幼児分析的発達検査） 令和7年10月14日（火）～11月21日（金） ＊予約した日時に親子で来所してください。（おおむね1時間かかります。） こころん通所職員と面談および検査を行います。
3. 選考について
面談と発達検査結果を踏まえて、児童発達支援センターこころん通所利用の必要性を複数人で審査し選考します。
4. 結果通知
令和7年12月8日（月）に発送予定 *進捗状況により、前後する可能性があります。
5. 申請にあたっての注意事項
○ <u>こころん通所利用申請と並行して保育園等にも申請をしてください。</u> ＊選考の結果、こころん通所利用ができない場合もあります。 ○申請書類に不備がある場合は、受付ができません。 ○申請受付期間を過ぎてからの申請は、ご相談ください。

## 利用決定してから

### II 利用までの手続き

○こころん通所を利用することは、児童福祉法に規定するサービス「児童発達支援」を利用することになります。

#### 1. 児童発達支援の内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

#### 2. 児童発達支援を利用するには「受給者証」が必要です。

\*障がい福祉サービスを利用するためのパスポートのようなものです。

#### 3. サービス利用までの流れ

① 相談（各区役所健康福祉課障がい福祉係や指定障がい児相談支援事業所で  
こころん通所利用を伝えて相談します。）



② 申請（各区役所健康福祉課障がい福祉係で受給者証の申請を行います。）



③ 聞き取り調査（申請に伴い、区役所のケースワーカーが状況を聞き取ります。）



④ 指定障がい児相談支援事業所にお子さんの「障がい児支援利用計画案」  
を作成してもらう。

（保護者に確認していただいた後、指定障がい児相談支援事業所が各区役所  
健康福祉課障がい福祉係に「障がい児支援利用計画案」を提出します。）



⑤ 支給決定（受給者証が交付されます。）



⑥ こころん通所と利用契約



⑦ こころん通所の利用開始

### III 利用者負担について

#### 1. 児童発達支援利用料

児童発達支援は、原則として費用の1割が利用者の負担となります。世帯の所得に応じて1か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。但し、幼児教育・保育の無償化に伴い3歳から5歳まで(満3歳になって初めての4月1日から3年間)の児童発達支援利用料は無料です。

◇参考

\* 障がい児の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※所得を判断する際の世帯範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

\* その他の軽減措置

- 新潟市の独自軽減措置(市民税課税世帯の方は利用者負担額が2割軽減されます)
- 多子軽減措置(障がい児通所支援を利用している児童に兄弟がいる場合、利用者負担を1割負担から軽減する制度があります。但し軽減には世帯の所得、兄弟構成の要件があります。)

#### 2. 給食費

食費はそれぞれの「受給者証」の内容により、1食あたりの金額が決定されます。

世帯所得税	食費(1食)
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯(所得割28万円未満)	100円
上記以外	520円

※市独自の利用者負担軽減措置として、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の児童が3人以上いる保護者の場合、第3子以降の児童に係る食事提供に要する費用は0円となります。

◎当センターに支払う料金は月ごとに精算します。

翌月25日(土日・祝日の場合は翌営業日)までに納入通知書兼領収証書により指定金融機関でお支払いください。

### IV その他

◎こころん通所利用ができなかつた方へ

お子さんに合わせたサービス利用ができるよう、関係機関に繋ぐお手伝いをします。

## 案内図



### 交通のご案内

◎バスをご利用の方：新潟駅から

- 15番線 S6：長潟線
- 16番線 S7：スポーツ公園線
- E9：山二ツ線

バス停【紫竹山】または【犬天橋】

下車後 徒歩約10分

◎車をご利用の方：桜木インター・犬天インター

より鳥屋野潟沿いに5分

駐車場あり



### 【問い合わせ先】

新潟市立児童発達支援センター「こころん」

〒950-0986

新潟市中央区神道寺南2丁目4-27

☎ 025-245-8756 (事務室)

☎ 025-247-6531 (通所)

担当 通所支援グループ 奥住